

## 重要事項説明書提出にあたっての留意事項等

### 1 提出様式について

重要事項説明書については、必ず別紙様式 2 (Ver 1.3) で作成し提出をお願いします。

### 2 記載事項について

提出いただく重要事項説明書は、「福岡市有料老人ホーム設置運営指導指針」（令和 7 年 2 月 1 日改正）に基づき、記入をお願いします。

記載事項の入力に不備がある場合、介護サービス情報公表システム（生活関連情報）での公表ができない場合があります。不備等により公表できない場合は再提出を依頼することになりますので、必ず記入年月日、記入者氏名等含め、記載事項への入力をお願いします。（※ 1）

また、有料老人ホームについては、重要事項説明書の取込種別は「2 修正」、被災確認事業所番号は令和 6 年 12 月 6 日付福指第 988 号「有料老人ホームにおける被災状況報告方法の変更について」の「災害時情報共有システム登録情報」に記載している番号を入力（令和 6 年 12 月 6 日以降に開設した有料老人ホームは、別途お知らせしている番号を入力）し、ご提出ください。

サービス付き高齢者向け住宅については、取込種別、被災確認事業所番号は、それぞれ空欄で提出ください。

- ※ 1 必須項目が未記入の場合、枠外に「未記入」と表示されます。提出前に、「未記入」の表示がなく、必須項目がすべて入力されていることを確認してください。  
（サービス付き高齢者向け住宅の「取込種別」欄を除く。）

### 3 提出書類の公表について

各施設から提出いただいた重要事項説明書については、入居者や入居希望者等に対する情報提供を目的として、厚生労働省が運営する介護サービス情報公表システム（生活情報関連情報）等にて公表します。（※ 2）

なお、各施設におかれましては、重要事項説明書、入居契約書、管理規程等を公表されるとともに、財務諸表や事業計画についても、入居者や入居希望者の求めに応じて閲覧に供されるようお願いします。

- ※ 2 サービス付き高齢者向け住宅については、介護サービス情報公表システム（生活関連情報）での公表の対象外ですが、入居者や入居希望者等に対する情報提供を目的として、公表することがあります。